

寒川町特定乳児等通園支援事業者の確認に係る手続等に関する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第12号

寒川町特定乳児等通園支援事業者の確認に係る手続等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の2第1項の特定乳児等通園支援事業者の確認に係る手続等について、法及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「法施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び寒川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年寒川町条例第3号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

(確認手続等の事務の基準)

第3条 町長は、特定乳児等通園支援事業者の確認に係る手続等の事務に当たっては、法、法施行規則、条例等に基づき行うものとする。

(確認の申請)

第4条 法第54条の2第2項の規定に基づき特定乳児等通園支援事業者の確認を受けようとする者は、事業を開始しようとする日の6月前までに、法施行規則第44条の2において準用する法施行規則第39条に定めるところにより、寒川町特定乳児等通園支援事業者確認申請書（第1号様式）に別表第1に掲げる書類を添付し、町長に提出し、確認を申請するものとする。ただし、別表第1に掲げる書類により証明すべき事実を法の規定に基づく確認において町が把握している事項により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、当該申請をしようとする日の1月前ま

でに、当該申請について町長と協議しなければならない。

（意見の聴取）

第5条 法第54条の2第3項の規定による意見聴取は、寒川町子ども・子育て会議（寒川町子ども・子育て会議条例（平成25年寒川町条例第20号）第1条に規定する寒川町子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴く方法で行うものとする。

（確認又は不確認の通知）

第6条 町長は、第4条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、確認の適否を決定し、確認する場合は寒川町特定乳児等通園支援事業者確認通知書（第2号様式）により、確認しない場合は寒川町特定乳児等通園支援事業者不確認通知書（第3号様式）により、同項の規定により申請を行った者に対し、その旨を通知するものとする。

（利用定員以外の確認に係る事項の変更の届出）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第47条第1項の規定により利用定員以外の確認に係る事項に変更があったことを届け出るときは、法施行規則第44条の2において準用する法施行規則第41条第1項に定めるところにより、寒川町特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）（第4号様式）に別表第2に掲げる区分に応じて必要な書類を添付し、変更のあった日から起算して10日以内に町長に提出し、変更を届け出なければならない。

（利用定員の増加の申請又は利用定員の減少の届出）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第44条の規定により特定乳児等通園支援事業所の利用定員を増加しようとするときは、法施行規則第44条の2において準用する法施行規則第40条に定めるところにより、寒川町特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（第5号様式）に別表第3に掲げる書類を添付し、利用定員を増加しようとする日の3か月前までに、町長に提出し、利用定員の増加を申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用定員の増加の適否を決定し、これを認める場合は寒川町特定乳児等通園支援事業者確認変更決定通知書（利用定員の増加）（第6号様式）により、これを認めない場合は寒川町特定乳児等通園支援事業者確認変更不決定通知書（利用定員の増加）（第7号様式）により、同項の規定により申請を行った者に対し、その旨を通知するものとする。

3 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第47条第2項の規定により特定乳児等通園支援事業所の利用定員を減少しようとするときは、法施行規則第44条の2において準用する法施行規則第41条第3項において準用する法施行規則第34条に定めるところにより、寒川町特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）（第8号様式）に別表第2に掲げる区分に応じて必要な書類を添付し、利用定員を減少しようとする日の3か月前までに町長に提出し、利用定員の減少を届け出なければならない。

（辞退の届出）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第48条の規定により法第54条の2第1項の確認を辞退しようとするときは、寒川町特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（第9号様式）を、3月以上の予告期間を設けて町長に提出し、その旨を届け出なければならない。

（確認の取消し等）

第10条 町長は、法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定により、特定乳児等通園支援事業者に係る法第54条の2第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、寒川町特定乳児等通園支援事業者確認取消・効力停止決定通知書（第10号様式）により、当該特定乳児等通園支援事業者に通知するものとする。

（立入検査の通知）

第11条 町長は、立入検査（法第54条の3において準用する法第50条第1項の規定により、町の職員に、特定乳児等通園支援事業者の特定乳児等通園支援事業所、事務所その他特定乳児等通園支援事業に関係のある場所に立ち入り、その設備又は帳簿書類その他の物件を検査させることをいう。以下この条及び次条において同じ。）を実施するときは、あらかじめ、当該特定乳児等通園支援事業者に対し、当該検査の期日その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に立入検査を実施する必要があるときは、この限りでない。

（改善措置実施状況の確認）

第12条 町長は、法第54条の3において準用する法第51条第1項の規定により特定乳児等通園支援事業者に対し同項各号に定める措置をとるべきことを勧告し、又は同条第3項の規定により当該勧告に係る措置をとるべきことを命じたときは、当該特定乳児等通園支援事業者から適切な時期に報告を求め、又は当該特定乳児等通園支援事業者に立入検査を実施し、当該改善措置の実施状況を確認するものとする。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、法第54条の2第1項の確認に係る手続等について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第5条第1項の規定により令和8年4月1日前において特定乳児等通園支援事業者の確認の申請をしようとする者は、同日前においても、第4条の規定の例により、その申請を行うことができる。

別表第1（第4条関係）

項目	添付書類
1	乳児等通園支援事業の認可証等の写し
2	乳児等通園支援事業 実施計画書（一般型用）又は乳児等通園支援事業 実施計画書（余裕活用型用）
3	誓約書（兼役員等名簿）
4	法人の登記事項証明書（全部事項証明書）
5	代表者の履歴書（経歴書）
6	事業所全体の付近見取図
7	建物図面（平面図、立面図等）の写し（各部屋の用途や面積等を明示したもの）
8	設備の概要
9	土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
10	賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し（不動産の貸与を受ける場合のみ提出）
11	建物の建築確認検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書）
12	事業所の管理者の履歴書（経歴書）
13	職員勤務体制表(シフト表等)
14	就業規則、給与規程、経理規程等
15	社会保険加入確認書類(健康保険・厚生年金・労働保険関係)
16	設置者(申請者)の定款又は寄附行為等の写し(法人又は団体の場合)
17	運営規程及び重要事項説明書
18	利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を明ら

	かにする書類
19	預金残高証明(社会福祉法人又は学校法人は提出不要)
20	乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項
21	事故防止に関する計画・マニュアル等
22	その他町長が必要と認める書類

別表第2（第7条、第8条第3項関係）

区分	添付書類
1 実施計画書	乳児等通園支援事業 実施計画書（一般型用） 又は乳児等通園支援事業 実施計画書（余裕活用型用）
2 事業所の名称、所在地	運営規程
3 設置者(申請者)の名称、主たる事務所の所在地	法人の登記事項証明書(全部事項証明書)
4 代表者の氏名、生年月日及び職名	(1) 履歴書(経歴書) (2) 法人の登記事項証明書(全部事項証明書) (3) 誓約書(兼役員等名簿)
5 代表者の住所	履歴書(経歴書)
6 設置者(申請者)の定款、寄附行為及び登記事項証明書	設置者(申請者)の定款又は寄附行為等の写し
7 建物の構造概要及び図面（角質の用途を明示した者）並びに設備	(1) 建物図面(平面図、立面図等)の写し(各部屋の用途や面積等を明示したもの) (2) 設備の概要

の概要	
8 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	(1) 履歴書(経歴書) (2) 資格証(保育士等)の写し
9 運営規程	運営規程
10 乳児等支援給付費及び特定乳児等支援給付費の請求に係る事項	乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項
11 役員の氏名、生年月日及び住所	誓約書(兼役員等名簿)
12 その他	町長が必要と認める書類

別表第3（第8条第1項関係）

項目	添付書類
1	乳児等通園支援事業 実施計画書（一般型用） 又は乳児等通園支援事業 実施計画書（余裕活用型用）
2	建物図面（平面図、立面図等）の写し（各部屋の用途や面積等を明示したもの）
3	職員勤務体制表（シフト表など）
4	その他町長が必要と認める書類

第1号様式（第4条関係）

寒川町特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

（宛先）寒川町長

所在地 _____

申請者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称				
事業所の所在地				
区分	☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業			
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 -			
	電 話：			
	メー ル：			
設置者・事業者の代表者	フリガナ		職 名	
	氏 名		生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日			

2. 添付書類

別表第1に掲げる書類

年 月 日

事業者 住所
氏名

寒川町長

寒川町特定乳児等通園支援事業者確認通知書

年 月 日付で申請された特定乳児等通園支援事業者について、次のとおり確認したので、寒川町特定乳児等通園支援事業の確認に係る手続等に関する規則（以下「規則」という。）第6条の規定により通知します。

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業		
定員	人		
	内訳	0歳児	人
		1歳児	人
		2歳児	人
事業開始日	年 月 日		
特記事項			

(注意事項)

- 1 確認した基準の維持及び向上に務めること。
- 2 町が実施する立入調査、書類の閲覧を含む事業の実施状況についての確認を受けること。
- 3 町が口頭又は文書で指導を行った事項及び改善の勧告については、改善するよう努めること。
- 4 寒川町特定乳児等通園支援事業者確認通知書に記載された事項のうち利用定員以外を変更する場合は、規則第7条の規定により変更のあった日から起算して10日以内に寒川町特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）に規則別表第1に掲げる書類を添付し、町長に提出すること。
- 5 利用定員を増加しようとするときは、規則第8条第1項により利用定員を増加しようとする日の3か月前までに、寒川町特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）に規則別表第3に掲げる書類を添付し、町長に提出すること。
- 6 利用定員を減少しようとするときは、規則第8条第3項により利用定員を減少しようとする日の3か月前までに、寒川町特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）に規則別表第2に掲げる書類を添付し、町長に提出すること。
- 7 事業の実施が困難な事由が生じた場合は、直ちにその理由を付して、規則第9条の規定により寒川町特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書を町長に提出すること。

年 月 日

事業者 住所
氏名

寒川町長

寒川町特定乳児等通園支援事業者不確認通知書

年 月 日付で申請された特定乳児等通園支援事業者について、次の理由により確認しないことを決定したので、寒川町特定乳児等通園支援事業者の確認に係る手続等に関する規則第6条の規定により通知します。

事業の種類	
認可しない理由	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第4号様式（第7条関係）

寒川町特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）

年 月 日

（宛先）寒川町長

所在地_____

届出者 氏名（又は名称）_____

代表者氏名_____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第54条の3において準用する同法第47条第1項の規定により、寒川町特定乳児等通園支援事業者の確認に係る手続等に関する規則第7条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電 話：
	メー ル：

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
	事業所の名称
	事業所の場所（所在地）
	設置者（届出者）の名称、主たる事務所の所在地
	代表者の氏名、生年月日及び職名
	代表者の住所
	設置者（届出者）の定款、寄附行為及び登記事項証明書 等
	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
	運営規程
	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日及び住所
	その他（ ）

3. 変更内容

変更内容		
変更年月日	年	月 日
変 更 前		
変 更 後		
変更の理由		

4. 添付書類

別表第 2 に掲げる区分に応じて必要な書類

寒川町特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）

年 月 日

（宛先）寒川町長

所在地_____

申請者 氏名（又は名称）_____

代表者氏名_____

子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 1 項の確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第 54 条の 3 において準用する同法第 44 条の規定により、寒川町特定乳児等通園支援事業者の確認に係る手続等に関する規則第 8 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電 話：
	メール：

2. 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
0 歳	1 歳	2 歳	合計	0 歳	1 歳	2 歳	合計
利用定員を増加しようとする理由							

3. 添付書類

別表第 3 に掲げる必要な書類

寒川町長

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
変 更 日							
特 記 事 項							

年 月 日

事業者 住所
氏名

寒川町長

寒川町特定乳児等通園支援事業者確認変更不決定通知書（利用定員の増加）

年 月 日付で申請された特定乳児等通園支援事業者の確認の変更（利用定員の増加）について、次のとおり確認の変更を不決定したので、寒川町特定乳児等通園支援事業の確認に係る手続等に関する規則（以下「規則」という。）第8条第2項の規定により通知します。

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計
変 更 日							
不決定とした理由							

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第 8 号様式（第 8 条第 3 項関係）

寒川町特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）

年 月 日

（宛先）寒川町長

所在地_____

届出者 氏名（又は名称）_____

代表者氏名_____

子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 1 項の確認において定めた利用定員を減少したいので、同法第 54 条の 3 において準用する同法第 47 条第 2 項の規定により、寒川町特定乳児等通園支援事業者の確認に係る手続等に関する規則第 8 条第 3 項の規定に基づき、届け出ます。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電 話：
	メール：

2. 利用定員を減少しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（減少）の利用定員（人）			
0 歳	1 歳	2 歳	合計	0 歳	1 歳	2 歳	合計
現に利用している 小学校就学前子ども に対する措置							
利用定員を減少し ようとする年月日							
利用定員を減少 しようとする理由							

3. 添付書類

別表第 2 に掲げる区分に応じて必要な書類

第 9 号様式（第 9 条関係）

寒川町特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

（宛先）寒川町長

所在地_____

届出者 氏名（又は名称）_____

代表者氏名_____

子ども・子育て支援法第 54 条の 3 において準用する同法第 48 条の規定により、同法第 54 条の 2 第 1 項の確認を辞退したいので、寒川町特定乳児等通園支援事業者の確認に係る手続等に関する規則第 9 条の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話： メール：
確認を辞退する理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	
確認を辞退する 予定年月日	年 月 日

年 月 日

事業者 住所
氏名

寒川町長

寒川町特定乳児等通園支援事業者確認取消・効力停止決定通知書

年 月 日 第 号による特定乳児等通園支援事業者の確認については、子ども・子育て支援法第 54 条の 3 において準用する法第 52 条第 1 項の規定により、以下のとおり確認取消・効力停止しますので、寒川町特定乳児等通園支援事業者の確認に係る手続等に関する規則第 10 条の規定に基づき、通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
確認取消 年 月 日	年 月 日
効力停止となる範囲 ・ 期 間	範囲：全部 一部（ ） 期間： 年 月 日から 年 月 日まで
確認取消・効力停止 となる理由	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、町を被告として、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません。